収入

印紙

**一 般 運 送 契 約 書**

横瀬町長／横瀬町議会議員一般選挙候補者　　　　　　　（以下「発注者」という。）と

　　　　　　　　　（以下「受注者」という。）は、公職選挙法第 141 条の規定よる選挙運動用自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。

1　車種及び登録番号

2　台数 　 　　　　　　台

3　使用期間 令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで 　　日間

4　契約金額 　　　　　　　円（消費税を含む。）

 内訳　　 1 日　　　　　円×　　日間

5　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、受注者は、横瀬町議会議員及び横瀬町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定に基づき、横瀬町に対して請求するものとし、発注者はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、横瀬町に請求する金額が契約金額に満たないときは、発注者は受注者に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、発注者が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、受注者は横瀬町に請求できない。

発注者及び受注者は、本書２通を作成し、それぞれが記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者 横瀬町長／横瀬町議会議員一般選挙候補者

住所

氏名

受注者 住所

名称

　　　 代表者

**自 動 車 賃 貸 借 契 約 書**

横瀬町長／横瀬町議会議員一般選挙候補者　　　　　　　（以下「発注者」という。）と

　　　　　　　　（以下「受注者」という。）は、公職選挙法第 141 条の規定よる選挙運動用自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

1　車種及び登録番号

2　台数 　 　　　　　　台

3　使用期間 令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで 　　日間

4　契約金額 　　　　　　　円（消費税を含む。）

 内訳　　 1 日　　　　　円×　　日間

5　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、受注者は、横瀬町議会議員及び横瀬町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定に基づき、横瀬町に対して請求するものとし、発注者はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、横瀬町に請求する金額が契約金額に満たないときは、発注者は受注者に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、発注者が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、受注者は横瀬町に請求できない。

発注者及び受注者は、本書２通を作成し、それぞれが記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者 横瀬町長／横瀬町議会議員一般選挙候補者

住所

氏名

受注者 住所

名称

代表者

**選挙運動用自動車燃料供給契約書**

横瀬町長／横瀬町議会議員一般選挙候補者　　　　　　　（以下「発注者」という。）と

　　　　　　　（以下「受注者」という。）は、公職選挙法第 141 条の規定よる選挙運動用自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。

1　供給期間 令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで 　　日間

2　供給場所

3　供給を受ける自動車の登録番号

4　契約金額 単価１リットル当たり 　　　　円（消費税を含む。）とし、期間中の供給総量に単価を乗じた金額とする。

5　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、受注者は、横瀬町議会議員及び横瀬町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定に基づき、横瀬町に対して請求するものとし、発注者はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、横瀬町に請求する金額が契約金額に満たないときは、発注者は受注者に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、発注者が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、受注者は横瀬町に請求できない。

発注者及び受注者は、本書２通を作成し、それぞれが記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者 横瀬町長／横瀬町議会議員一般選挙候補者

住所

氏名

受注者 住所

名称

代表者

**選挙運動用自動車の運転手雇用契約書**

横瀬町長／横瀬町議会議員一般選挙候補者 （以下「発注者」という。）と

 （以下「受注者」という。）は、公職選挙法第 141 条の規定よる選挙運動用自動車の運転手の雇用について、次のとおり契約を締結する。

1　運転期間　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで 　　日間

2　契約金額　　　　　　　　円（1日につき　　　　　　円）

3　運転する自動車の登録番号

4　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、受注者は、横瀬町議会議員及び横瀬町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定に基づき、横瀬町に対して請求するものとし、発注者はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、横瀬町に請求する金額が契約金額に満たないときは、発注者は受注者に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、発注者が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、受注者は横瀬町に請求できない。

発注者及び受注者は、本書２通を作成し、それぞれが記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者 横瀬町長／横瀬町議会議員一般選挙候補者

住所

氏名

受注者 住所

氏名

収入

印紙

**選挙運動用ビラ作成契約書**

横瀬町長／横瀬町議会議員一般選挙候補者 （以下「発注者」という。）と

 （以下「受注者」という。）は、公職選挙法第 142 条の規定よる選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約を締結する。

1　品 名 公職選挙法第 142 条の規定による選挙運動用ビラ

2　数 量 枚

3　金 額 円（消費税を含む。）

4　納 期 令和　　年　　月　　日

5　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、受注者は、横瀬町議会議員及び横瀬町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定に基づき、横瀬町に対して請求するものとし、発注者はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、横瀬町に請求する金額が契約金額に満たないときは、発注者は受注者に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、発注者が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、受注者は横瀬町に請求できない。

発注者及び受注者は、本書２通を作成し、それぞれが記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者 横瀬町長／横瀬町議会議員一般選挙候補者

住所

氏名

受注者 住所

名称

代表者

収入

印紙

**選挙運動用ポスター作成契約書**

横瀬町長／横瀬町議会議員一般選挙候補者 （以下「発注者」という。）と

 （以下「受注者」という。）は、公職選挙法第 143 条の規定よる選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。

1　品 名 公職選挙法第 143 条の規定による選挙運動用ポスター

2　数 量 枚

3　金 額 円（消費税を含む。）

4　納 期 令和　　年　　月　　日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、受注者は、横瀬町議会議員及び横瀬町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定に基づき、横瀬町に対して請求するものとし、発注者はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、横瀬町に請求する金額が契約金額に満たないときは、発注者は受注者に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、発注者が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、受注者は横瀬町に請求できない。

発注者及び受注者は、本書２通を作成し、それぞれが記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者 横瀬町長／横瀬町議会議員一般選挙候補者

住所

氏名

受注者 住所

名称

代表者